

平成 19 年第4回まんのう町議会定例会会議録(第1号)

平成19年12月13日

開 議 午前9時30分

日程第 1	議長	おはようございます。只今の出席議員は21名であります。定足数に達しておりますので、これより平成19年第4回まんのう町議会定例会を開会いたします。 招集者であります町長のごあいさつをお願いいたします。町長 栗田隆義君
	町長	皆さん、おはようございます。平成19年第4回まんのう町議会をお願い申し上げましたところ議員各位皆様方におかれましては、年末の何かとお忙しいところご出席をいただきましてありがとうございます。10月、11月にかけては第1回町民文化祭やかりん祭りなど、数多くの行事がございました。どれも好天に恵まれて多くの町民の皆さん方のご参加をいただき盛大に開催されましたことに非常に喜んでおるところでございます。議員各位におかれましても今後ともご協力、ご参加をいただき盛ry上げていただきたいとこのように思っております。本日お願い申し上げます平成19年度補正予算など16議案、人事案件1件、慎重審議のうへご決定賜りますようお願い申し上げます。ご挨拶といたします。
	議長 議会運営 委員長	日程第1 本日の議事日程等について、議会運営委員会の報告を願います。議会運営委員長 川原茂行君 議会運営委員会のご報告を申し上げます。 12月11日午前9時30分より、第1委員会室におきまして町長、副町長、総務課長、議長同席のもとに議会運営委員会の委員全員が出席いたしまして、12月定例会運営について慎重に審議いたしました。その結果をご報告いたします。それでは、お手元に配布されております議事日程に第1号についてご説明を申し上げます。
		日程第1 議会運営委員会報告 議会運営委員長
		日程第2 会議録署名議員の指名
		日程第3 会期の決定 12月13日から12月21日の9日間といたします。
		日程第4 議会報告

	議会運営 委員長	日程第 5	町政報告		
		日程第 6	所管事務調査の委員長報告	総務常任委員長	
		日程第 7	所管事務調査の委員長報告	教育民生常任委員長	
		日程第 8	所管事務調査の委員長報告	建設経済常任委員長	
		日程第 9	交通対策特別委員会の委員長報告	交通対策特別委員長	
		日程第10	水資源対策特別委員会の委員長報告	水資源対策特別委員長	
		日程第11	議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について	総務常任委員会に付託	
		日程第12	議案第 2 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について	総務常任委員会に付託	
		日程第13	議案第 3 号 まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	総務常任委員会に付託	
		日程第14	議案第 4 号 まんのう町情報公開条例等の一部改正について	即決をお願い致します	
		日程第15	議案第 5 号 まんのう町営住宅条例の一部改正について	建設経済常任委員会に付託	
		日程第16	議案第 6 号 まんのう町国民健康保険高額療養費貸付基金条例等の廃止に		

議会運営 委員長	について		即決をお願い致します
	日程第17	議案第7号 まんのう町道路線認定について	建設経済常任委員会に付託
	日程第18	議案第8号 まんのう町道路線の変更について	建設経済常任委員会に付託
	日程第19	議案第9号 まんのう町道路線廃止について	建設経済常任委員会に付託
	議案第7号から議案第9号の3議案は関連がありますので一括議題とさせていただきます。		
	日程第20	議案第10号 平成19年度まんのう町一般会計補正予算（案）	総務常任委員会に付託
	日程第21	議案第11号 平成19年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第22	議案第12号 平成19年度まんのう町診療所特別会計補正予算（案）	教育民生常任委員会に付託
	日程第23	議案第13号 平成19年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第24	議案第14号 平成19年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第25	議案第15号 平成19年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（案）	建設経済常任委員会に付託
	日程第26	議案第16号 平成19年度まんのう町水道事業会計補正予算（案）	建設経済常任委員会に付託

日程第 2 日程第 3 日程第 4	議会運営 委員長 議長 議会事務 局長	日程第27 諮問第 1 号 人権擁護委員候補者の推薦について 即決をお願い致します。 一般質問は、12月14日の本会議にて行います。以上の日程で意見の一致を見、午前10時40分に閉会いたしました。以上で議会運営委員会の報告を終わります。 これをもって、議会運営委員会の委員長報告を終わります。ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 日程第2 会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により議長において 5番 白川 皆男君 6番 橋田 忍君 を指名いたします。 日程第3 会期の決定の件を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日から12月21日までの9日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって会期は9日間と決しました。 日程第4 議会報告を行います。事務局長 久留嶋一之君 ご報告申し上げます。初めに町長から地方自治法第149条の規定の基づく議案16件、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づく諮問案件を1件を受理いたしております。 次に組合議会関係についてですが、 平成19年9月28日 平成19年第2回仲多度南部消防組合議会定例会が開催され、議案第1号 平成18年度仲多度南部消防組合一般会計歳入歳出決算認定について審議されております。
--	--	--

日程第 5	議会事務局長	平成 19 年 11 月 21 日 平成 19 年中讃広域行政事務組合議会 11 月定例会が開催され、議案第 1 号 平成 19 年度中讃広域行政事務組合一般会計補正予算（第 3 号）、他 1 件の審議がされております。 平成 19 年 11 月 26 日 平成 19 年第 3 回香川県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催され、議案第 33 号 香川県後期高齢者医療広域連合広域計画について、他 4 件の審議がされております。 平成 19 年 10 月 29 日 平成 19 年度香川県町議会議員研修会が開催され、株式会社いんどり 代表取締役副社長並びに地方職員共済組合理事長より講演がありました。 また、平成 19 年 11 月 14 日～16 日の 3 日間、茨城県城里町において、デマンド交通システム、光ファイバー通信網について、新潟県見附市、㈱つくばウエルネスリサーチにおいて、健康増進、介護予防についてそれぞれの事業実施の視察するなど、平成 19 年度議員研修を行いました。 次に監査関係ですが、まんのう町監査委員より平成 19 年 8 月分から 10 月分の一般会計収支、各特別会計収支及び水道事業会計収支報告がまいっております。お手元に配布のとおりいずれも適正であるとの報告であります。以上で議会報告を終わります。
	議長	議会報告を終わります。
	町長	日程第 5 町政報告を行います。町長 栗田隆義君 それでは、第 3 回定例議会以降の町政の一端をご報告申し上げます。 まず、渇水につきましては、7 月 14 日の台風 4 号の降雨以降、また少雨が続いております。それによりまして、美合地区などの未給水地域におきまして生活用水に困窮している状況がございます。そのために出張所の町水道を開放して対応いたしておりますが、生活困窮者に対する対応や、町水道の水源確保を改めて検討してまいりたいと考えております。 次に、情報基盤整備事業につきましては、 住民説明会を、8 月 16 日から 11 月 16 日かけて、のべ 119 箇所で実施し、参加者は 3,557 人でした。告知放送端末の申込については、11 月 25 日現在全体約 7,300 世帯のうち 3,271 世帯の申し込みがあります。内訳として、琴南地区 1,282 世帯中 1,016 世帯、仲南地区 1,539 世帯中 1,283 世帯、満濃地区 4,492 世帯中 972 世帯の申し込みがあります。満濃地区につきましては、12 月末が申し込み期限ですので、今後随時申し込みがあるというふうに考えております。また、世帯分離している世帯や外国人の世帯もあり、正確な対象世帯は把握できておりませんが、町広報、オフトーク等で今後も加入につきまして推進してまいりたいと思います。 光伝送路整備工事につきましては、現在光ケーブル幹線敷設工事を実施しており、全体の進捗率は約 23%で、12 月中旬から

	町長 各家庭へのケーブル引き込み工事を実施する予定であります。 センター設備整備工事につきましては、本庁、支所、出張所で機器を設置するための改修工事を実施しております。センターに設置する機器類につきましても、製作を進めております。 公共ネットワーク整備工事につきましては、１１月８日に契約し、工事の準備をすすめております。 告知端末整備工事につきましては、センター装置及び各家庭に設置する端末等につきまして、年明けに入札を予定いたしております。テレビの難視聴地域でのケーブル巻き取り、電柱撤去につきましては、本年度中の施工は困難な状況であり、次年度において対応することで検討いたしております。 次に、町有財産の有効利用についてであります。未利用地や、学校跡地利用、施設有効利用など、について検討いたしております。その内で、国道３２号バイパス横の町有地を情報基盤のサービスセンターとして、中讃ケーブルビジョン KK に賃貸契約を締結いたしております。また、琴南支所内に琴南郵便局の業務を行う計画で、郵便局株式会社四国支社と年明けの１月に契約締結を行い、２月から内部工事に着手４月末完成予定で協議を進めております。 また、学校跡地利用につきましては、まんのう町廃校舎活用応募をおえて、仲南東小学校の校舎棟は民間企業に、仲南北小学校は借地部分があることを踏まえて、公共的団体に対しての利用を、仲南西小学校と、琴南東小学校は、それぞれの地域の特性を生かした事業や企業誘致を考えております、このことを踏まえて自治会長さんなど地域の皆様と協議を行い早い段階で実施をしていきたいと考えております。 次に、前後いたしておりますが、行政改革大綱を作成いたしました。これは行政改革の指針となるものでありますが、すでに集中改革プランを作成し進めております。 次に、職員採用につきまして、１２月に保健師が退職いたしました。介護保険制度や、各種検診、健康づくり事業など保健師の専門業務は拡大いたしており職員減は即住民に影響を及ぼすことから、保健師の採用試験を行うことといたしました、１月下旬に筆記による１次試験、２月に面接試験を行うことといたしております。 次に、昨年の１２月以来、交通死亡事故はありませんでしたが１０月に痛ましい交通死亡事故が発生いたしました。改めまして、交通事故撲滅の啓発活動をいたしてまいります。 次に、中山間地域の防災訓練として、１０月２８日に大井手・大谷川自治会で防災訓練を行っております。 次に、教育施設整備につきましては、仲南小学校校舎棟耐震改修工事が１０月２９日に完了検査を終わりました。生徒には安心して勉学に励んでいただきたいと思います。また、長炭小学校については平成２０年度の耐震工事に向けて準備を進めております。
--	--

	町長	次に、中寺廃寺につきましては、１１月１６日に国の文化審議会におきまして、文部科学大臣に答申を行う予定であります、その中に、名称・中寺廃寺跡、種別・史跡、文化財の内容・山林、山岳寺院跡として、答申され近日中には、国の史跡に指定されることになると思われます。町といたしまして非常に喜ばし限りであります。 次に、グリーン・ツーリズム推進事業として、今年度も、琴南地区で行なっております、島ヶ峰地区そば栽培体験におきまして、そば打ちまでを体験していただいております。農村地域の豊かな自然や文化を活用し都市住民にゆとりや癒しの場の提供と地域交流により、地域の活性化を図っていくもので、今後とも継続して行なっていかなければと考えております。 香川県畜産共進会では、農林水産大臣賞を２人が受賞されており、また多くの賞を受賞し、お喜びを申しあげたいと存じます。 次に、イベント関係では、町主催の敬老会を２部編成ではありますが、対象者全員が一同に会して実施いたしました、これを踏まえて、今後の敬老会の在り方を検討してまいります。 かりん祭りは、国営讃岐まんのう公園におきまして、晴天のもと多くの来場者により盛大に行われました。第１回のまんのう町民文化祭や、各地区の公民館まつりがそれぞれの特色を生かして行われました。太鼓台のかきくらべや、二宮忠八まつりなど、多くの行事が行われ、議員各位もそれぞれ参加いただきましてありがとうございました。これらの行事につきまして、それぞれ検証してまいりたいと考えております。 また、合併１周年記念行事として、ＮＨＫのラジオ番組 真打登場 の公開放送の収録が町民ホールで行われました。放送は年明けになる予定であります。 次に、三重県鈴鹿市の津田博史氏、また、さぬきバイカーズ様からご寄付をいただいております。津田博史氏は、津田氏のご家族が吉野地区へ第２次大戦中疎開されており、その時にお世話になったということでご母堂さまのご意思によりご寄付をいただきました。ご意思を尊重いたしまして、児童福祉の予算を計上させていただいております。さぬきバイカーズ様におかれましては、土器川ドキドキ広場で行われております 第８回さぬきバイカーズミーティング２００７ の収益の一部としてご寄付をいただいております。 また、健康づくり事業や、各種建設事業、など計画通り順調にすすめております。 １１月１４日からの議員研修に参加させていただきまして、今後のまんのう町における健康づくり、また公共交通のあり方を検討する上で、参考になることが数多くあったと思っております。 以上、簡単ではありますが、９月定例会以降の町政の一端等をご報告申しあげました。なお、町政報告につきましては、お手元に、ご配布申しあげておりますので、お目通しを願えたいと思います。
--	----	---

日程第 6	議長	町政報告を終わります。
	藤田議員	藤田昌大君 ちょっとルール違反かも知れませんが、町政報告ですね、質疑が問われなんだんであえて発言させていただきます。町政報告のやり方なんです、今までは出先の公民館、学校全部のですね、行事予定を報告されとったと思うんです。例えば児童館であったり長尾会館であったり、各幼稚園、保育所、小学校の授業が全部ですね、一応この期間内にあった部分の日程報告はなされとったと思うんです。それが今回からどういうわけか、本庁以外のことは一切しませんという感じのですね、町政報告になっとなですね。確かに出したら目を通すのが大変なんです、例えば出先のですね、公民館とかそういったとこで、それぞれの公民館ががんばって行事を組んでいるんですね、そのことが一切報告されていけませんのでその辺については、方針が変わったのか、それともせんでええのか、どっちははっきりさせて下さい。報告の中身が何か、町長の姿勢だと思いますけれども、本庁以外は関係ないという感覚を私たち議員は受けますのでその辺の詳しい報告が口頭では言えといいませんけれども、文章ぐらいは出してもらって私たちの評価する基準にしたいと思いますので、町政報告のあり方をどう考えているかだけ質問しときます。以上です。
	議長	この件については、藤田議員の意見を受け取って議事を進行させていただきます。
	総務常任委員長	日程第 6 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 総務常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。総務常任委員長 三好勝利君 総務常任委員会の委員長報告を行います。 去る 11 月 22 日午前 9 時 30 分より、第 1 委員会室におきまして委員 7 名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、企画政策課長、商工観光課長、税務課長、会計管理者、琴南支所長、仲南支所長出席により総務常任委員会を開催いたしました。 議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。 栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、総務課長より、条例改正等 12 月定例会の提出案件の説明、また保健師退職による保健師の募集、9 月 2 日仲南地区において大地震を想定した住民避難、消防訓練を、10 月 28 日大井手、大谷川地区において中山間地区の防災訓練を実施した。 また、交通に関しては死亡事故ゼロが 330 日続いたが 10 月に死亡事故が発生した。火災に関しては 9 月からの 3 ヶ月で 8 件の火災があり、そのうち 1 件、川奥地区の火災は全焼であった。また、旧の南部消防訓練所の中讃ケーブルへの賃借、琴南郵便局の琴南支所内への移転に対する賃借等の報告がありました。

	議長 教育民生 常任委員長	教育民生常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。教育民生常任委員長 藤田昌大君 教育民生常任委員会の委員長報告を行います。教育民生常任委員会については、期間中2回常任委員会を開催いたしました。1回目は去る10月15日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員5名、議長同席のもと執行部より、教育関係に絞りましたので教育長、教育次長、社会教育課長、出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、住民要求に基づくですね、見解を明らかにしていただきたいということでの所管事務調査であります。教育長挨拶の後、所管事務調査にはいりました。住民要望に基づき中学校事案について、新築とか統廃合が想定されておりますけれどもそのスケジュールと、住民説明会等について明らかにするようにということで行いました。また、通学合宿のあり方、地区文化祭についてですね、住民から上位解脱の一方的な方向ではないかという意見があり、そういった声を背景の中で教育委員会の姿勢をたざしたところであります。文化祭についても出品規制があって行政展が主になっている部分、そういった部分がですね、非常に横の組織から一方的な部分でいかなということでありましたので、そういった部分のあり方を質疑して今後の方向性を出すように議論をして10月15日については午後3時20分委員会を閉会いたしました。 つづきまして、12月3日の委員長報告を行います。9時30分より第1委員会室におきまして委員4名、議長同席のもと開催いたしました。午前中については教育委員会事案に絞る執行部より、町長、副町長、教育長、総務課長、教育次長、社会教育課長、出席により教育民生常任委員会を開催いたしました。町長挨拶の後、10月15日事案の具体的な回答の詰めを行いました。そして意識統一を図り、次に所管事務調査を行いました。その結果を報告いたします。まず、中学校新築統廃合事案については、平成24年3月までのスケジュールが明らかになっておりますけれども、細かい部分のスケジュールが明らかになっていないということでとりあえず、住民の意見を聞く会を早急に開催してほしいという中で、来年1月中には広報等周知していきながら、住民の意見を聞く会を開催するということで決定しました。あとのスケジュールについても早急にですね、設計、施工そういった部分も明らかにするよう申し入れを行いました。通学合宿、文化祭については、さっきも言いましたように一方的な上位解脱になっているとの意見であります。一応今年度の反省を踏まえ来年度に向けての早急に取組むよう、そしてまた、取組にあたっては各地区、各組織の住民の声を大切に、合併後の行事にふさわしい全町的な取組になるような申し入れを行いました。その後所管事務調査を行いました。学校教育については、県教委の学校訪問、小中学校等の運動会、19年度仲南小学校耐震工事の完了の報告、19年度長炭小学校及び満濃中学校耐震業務委託等の報告がありました。委員より、満中の耐震が不用ではないかとの質問に対し、経過年数が長いのでやるということでありました。学校訪問の内容については教師の指導方法、教材の活用等を教育委員会を見ながら評価したとのことでありました。運動会の内容、日程についても町民の参加についてということで質問を行い、日程については校長
--	---------------------	---

教育民生 常任委員長	会そしてまた、地域の参加についても校長の判断で行うということでもあります。幼稚園定数の３０名の条例化については、国の基準が３５名で運用しているが、実態として要望を聞きながら対応しているとのことでもあります。米飯給食については、現状週３回が米飯であとはパン、麺類の状況であるとのことでありました。次に社会教育課長より、通学合宿、中寺廃寺研修、各公民館まつり、文化祭等の日程の報告がありました。委員より、公民館の現状、中寺の今後の活用等を質問し、公民館の運用については、十分現状を踏まえながら対応していく、中寺については、大きな財産、国の指定がありますので大きな財産になるので今後活用していきたいということでもあります。１１時５０分より休憩し、琴南中学校に給食の現地視察を行い１時３５分まで生徒と意見交換をして帰りました。 １時３５分より委員会を再開し、教育委員会関係は退席をし、あと、住民課長、環境保全課長、福祉保険課長、健康増進課長、琴南支所長の出席で再開をいたしました。まず、住民課長より窓口業務の実態報告と主な住民異動の理由等の説明を受け、異動については新年度の部分が多いと、そしてまた、あとは平均的な部分であるということでもあります。ホームページの活用について申し入れを行ったところでもあります。次に環境保全課長より、環境学習の推進、文化祭でのコーナー、ボランティアの実施状況、犬猫の不妊去勢手術の補助金、補正予算等の説明を受けました。委員より、環境コーラスの学校訪問についての内容、日程について不備があり学校等の十分な連携をするようにということでもあります。そして犬猫の不妊去勢手術補助金については、犬猫それぞれ３千円にするとのことでもあります。実費については２万から２万５千円がその手術費用だそうです。各地域、自治会の環境委員会のあり方について、ばらばらでありますので指導をしていただきたいと申し入れを行いました。不法投棄の実態については、仲南、琴南地区で目だっているの、はなはだしいものについては警察に報告し職員が回収しているのが実態であるということでありました。次に福祉保険課長より民生委員会の任命期に伴う報告、県単福祉制度の見直しによる乳幼児医療の支給の見直し、重心医療の見直し等の説明がありました。委員より民生委員のあり方について、それぞればらばらであるので対応してほしいということでもありますので、指導はしていくということでもあります。従来の認識と権限について民生委員のあり方が非常に変わっていることについても危惧しているところでもあります。乳幼児、重心医療の見直しについては、制度の後退であるの、という部分でありますけれども、県の方針の中で具体的に各町が財政事情によって努力しているとのことでありました。中核施設の今後については、広域間で議論していく。そして、まんのう町のイーウェルネス事業については報告しながら参考にしようとのことでありました。次に健康増進課長より各種検診の報告、介護保険事業の実態、２０年度から始まる特定健診について、いろいろな報告がありました。委員より実態についての質疑後、介護については１名３００万ぐらいの施設介護になれば、年間３０人ぐらいで１億円の実態の報告があります。２０年度から特定健診が始まり、その内容については報告をしなければペナルティが科せられて、
-----------------------	---

教育民生 常任委員長	予算配分が少なくなるということでもあります。今後、後期高齢者医療制度の新しい部分を十分検討して、福祉の後退、医療費の削減に努めたいという意識統一を行ったところでもあります。次に福祉タクシーについては、現在町内交通網整備の問題がありますのでそれに合わせて、今仲南地区が行っている福祉タクシーについても問題解決して行きたいとのことでもあります。琴南支所長より診療所の報告、総務課長より保健師の採用等、１２月議会の議案の報告説明があり、午後４時３０分委員会を閉会いたしました。以上であります。
議長	これをもって教育民生常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 大岡克三君
大岡議員	今、教民委員長より、詳しい所管事務の報告をいただいたんですけれども、その報告の中に意思統一という言葉が２回ほど出たんですけれども、少し聞き逃したかと思うんですけれども、最初の中学校の関係の意思統一をみたということがございましたけれども、それについて少し再度お聞きをいたしたいと思います。
議長 藤田議員	藤田昌大君 自席で失礼いたします。中学校事案非常に大切な問題でありまして、従来なれば決定を下ろしていくという部分が、非常に町の行政のあり方として手法でなされました。実はその部分で、この光ファイバーについても決定後の報告やないかという住民からの声も多く聞きました。ですから、住民に説明がないまま決定をしてきよるという部分が非常に住民から従来の方式でよく聞きます。そういった部分で特に中学校部分に意識統一を使って、言葉で私の癖だろうと思いますけれどもそういった立場でですね、意識を確認しあったところでもありますけれども、当然中学校の統廃合については２４年３月が待ったなしの最終リミットと聞いています。それから勘案していったら、設計、工事、用地取得の部分がスケジュール的に明らかにされなければならないということでお話をしました。そういう部分では、まず住民の意見を聞く部分を１月中にやっていただきたいと。それ以降、順次この委員会では詰められませんので順次出していくということの意識統一を図ったと、私は認識しているところでありますのでご理解願いたいと。だから極力早く情報提供をするようにということでもあります。以上です。
議長 川原議員	川原茂行君 各委員長にお願いを申し上げます。委員長報告につきましてはですね、議会運営委員会の中で委員長報告を求めていますので、それに適したような報告をして下さい。議会運営委員会で言わなかった問題を本会議ではやらないようお願いを申し上げます。

日程第 8	議長	これをもって質疑を終了いたします。
	加地議員	加地禎君 教民の委員長が詳しくご報告があったんですけれども、中で2日間にわたって教民を開いております。その中で中学校の新改築について相当教民の委員会では、我々議員以外の5名の教民の委員会の方では非常に進んでおるような教育委員会の方でご答弁なさっておるようなんじやが、こういうようなのは、そこまで具体的な報告するんだったら我々の全員の議会にも全協なり、そういうかたちで報告していただきたい。ちょっと前向きに進みすぎよと思うんです。設計の段階とかね、そういうことは全体の議員に大事なことですから把握して、報告し、全体の議員が非常に関心をもっておりますのでそういうことを報告しながら教民の方へも具体的に報告していただきたい。そのように思いますのでよろしくお願いします。
	議長 藤田議員	藤田昌大君 若干、川原議員の質疑でちょっと行き過ぎた部分があったかもわかりませんので、それについてはお詫びしときます。ただ、スケジュールを明らかにするいう部分については教民としてはもっておりますけれども、まだ執行部の方から、教育委員会の方から明らかになっておりませんので、その分についてここでするのは差し控えたということであります。ですから、委員会で本当に明らかになった分は1月に全町のですね、説明会とはいわないんですけど町民の意見を聞くとこの部分は明らかになったので、それは委員長報告でしとかないかんということで明らかにしました。あとの部分については、教民が調べた部分でありますけれども教育委員会とのすり合わせが出来ておりませんので、こっちが勝手に入手した資料をここで言うわけにいきませんので、あらかじめスケジュールは皆さんも議員ですからご存知だろうと思いますので、それは想定していただくということで教育民生常任委員会としての機能でやっている範囲で、報告するのは執行部との申し合わせもありますので明らかになった段階で初めて明らかにしていこうと私はそう考えております。以上です。
	議長 川原議員	川原茂行君 再度申し上げますが、議長の方ですね、各委員長報告の場合は議会運営委員会に報告したことに限っての報告に留めるよう注意をお願いいたします。
	議長	これをもって質疑を終了いたします。
	建経常任委員長	日程第 8 所管事務調査の委員長報告の件を議題といたします。 建設経済常任委員会の所管事務調査について委員長の報告を求めます。建設経済常任委員長 高尾幸男君 建設経済常任委員会の委員長報告を行います。去る11月26日午前9時30分より、第1委員会室におきまして委員7名、議

建設経済 常任委員長	長同席のもと、執行部より、町長、副町長、総務課長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長、環境保全課長、出席により建設経済常任委員会を開催いたしました。議題につきましては、所管事務調査について、その他であります。 栗田町長挨拶の後、所管事務調査にはいり、 農林課長より農業委員会関係として農業委員会定例会の開催状況、品目横断的経営安定対策も2年目を迎える麦、大豆等の作付け拡大が図られる一方、4年後の法人化に向けた勉強会や体質強化を図るため、行政機関と、JA並びに特定農業組合役員による意見交換会を開催し、官民連携した体制づくりに努めているとのことでした。 農業関係として平成19年産水稻の作況指数は、ほぼ前年なみの作柄になりました。また、グリーン・ツーリズム推進事業、かりんの実の品評会、ひまわりのフォトコンテスト、中山間地域直接支払交付金事業、有害鳥獣被害対策事業などの報告がありました。 林業関係として、町有林管理事業、単県造林事業、松くい虫防除事業の報告と、10月27日、28日に「四国の森づくり in かがわ & 森の文化祭」が、町民文化ホール、満濃池森林公園で行われました。また11月18日には、「ふれあいの森記念植樹式」が、かりん会館南側で行われました。 畜産関係では、第71回香川県畜産共進会が開催され、農林水産大臣賞に大口地区の三井龍太さん、大口地区の畑ますみさん、農林水産省生産局長賞に炭所西地区の鎌田大輔さんが受賞された報告がありました。また、金賞、銀賞、銅賞等の入賞も多数ありました。 地籍調査については、吉野地区の一筆地調査を実施中の報告がありました。 委員より、鳥獣被害について、過剰米についての質問等があり、執行部より、鳥獣被害については難しいが今、打てる手はうっている。全国の過剰米等生産調整については、町より国、県に向けて意見を申し上げたいとのことでした。 次に建設課長より、工事関係について報告があり、林務関係では、塩入三野線改良工事の竣工、真鈴地区治山工事の発注など、また土木関係では、大向高屋原線の舗装工事、大口新目線改修工事は完了。急傾斜地崩壊防止対策事業として大口宮西地区の1工区は完了、また、都市計画関係としてまちづくり交付金事業の満濃池周辺整備の2工区の発注などの報告がありました。 委員から、まちづくり交付金について、林道笠形線の今後について、県道丸亀三好線の進捗状況の質問があり、執行部より、まちづくり交付金の率は、国が4割であるが、残りについても合併特例債に対する交付税措置があり、町負担は2割程度。林道笠形線の今後については、ボーリング調査の結果により検討。また、県道丸亀三好線については、バイパスであるため全線の計画で進める必要があるため、現在地権者と引き続き交渉しているところであります。また、起点の物件調査等については今年末までに何
---------------	---

	建設経済 常任委員長	らかの方向性が決定するとのことでありました。 次に土地改良課長より、干害応急対策は5地区で9百万1千円であった。また、工事進捗率の報告があり、町事業主体の単県農道改修工事として、満濃中所地区、薬師堂地区、公文地区の説明。また県営事業として、中山間総合整備事業、緊急農道整備事業、河川工作物応急対策事業、ため池等整備事業の報告がありました。 委員から、県営事業の工事請負額を教えてくださいとの質問があり、県の担当に聞き、可能であれば執行部より、報告するとのことでした。 次に水道課長より、7月の渇水対策事業の減額について、琴南地区前の川簡易水道の進捗状況について、簡易水道の仲南地区水源の貯水率の低下により木こく池から取水していることについて、また平成20年度取り組む町内老朽管の取替え等の報告がありました。 委員から満濃池等の貯水状況について、琴南地区未給水地区の状況についての質問があり、執行部より満濃池については、町として他に水源がないので確保をお願いしている。未給水地区の谷から水を引いている地区は水が少ない。ポリタンクでの対応をとっているとのことでした。 次に環境保全課長より、下水道事業の工事関係の説明、農業集落排水、合併処理浄化槽についての接続状況の報告。農業集落排水は、施設の管理が主である。仲南地区の浄化槽整備推進事業は、14件を発注している。他地区の合併浄化槽設置事業は、137件の申請があったとの説明がありました。 委員から、合併処理浄化槽の個人設置の補助率について、また、仲南地区浄化槽設置についての融資について、合併浄化槽の推進についての意見質問があり、執行部より、合併浄化槽の補助金については県内の各地区と比べて高い、今後検討していきたい。また、仲南地区の合併浄化槽の融資については合併浄化槽への接続する費用で上限50万までで町は利子のみの補助である。合併浄化槽の推進については、今後町民に対して啓発を行っていくとのことでありました。 午後1時55分委員会を閉会しました。
	議長	以上で建設経済常任委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、建設経済常任委員会の所管事務調査に関する委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。

日程第 9	議長 交通対策 特別委員長 議長	これをもって質疑を終了いたします。 日程第 9 交通対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 交通対策特別委員会の委員長の報告を求めます。交通対策特別委員会 委員長 谷森哲雄君 交通対策特別委員会の委員長報告を行います。 去る 1 2 月 5 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 6 名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、企画政策課長の出席により、特別委員会を開催いたしました。議題につきましては、交通対策、その他であります。 町長挨拶の後、議題に入り、今までの経過説明を行い、企画政策課長より、本年度中に今後の方向性が出せるよう、検討していたがデマンド乗合タクシーの運行について、町内タクシー事業者との調整が前向きに進んだため、新たに国の新規事業である 地域交通活性化・再生総合事業 の採択を受けることにより、国からの補助金をもらい、デマンド乗合タクシーを含めた、新しいまんのう町にふさわしい交通体系を検討しながら、全住民が利用できる方法を考えたい。また、平成 2 0 年度中には試験運行へつなげたいとの報告がありました。 各委員より、町内タクシー業者の意向について。原点に返ってどの世代の足を確保するのかについて。デマンドタクシーの運行までに時間がかかるのでそれまでの暫定的な取組について。デマンドタクシーの今後のスケジュールについての意見質疑がありました。 執行部より、町内タクシー 3 業者の意見の集約を行い、デマンドタクシーへの取組の意思確認を行った。また、どの世代の足を確保するのかは、全住民が利用できる方法を考えたて行きたい。 また、新交通システム導入までの対応としては、暫定的に、仲南地区で行っている福祉タクシー券事業を町内全域事業として検討していきたい。 また、今後のスケジュールについては、国の地域公共交通活性化・再生総合事業の採択が受けられれば、平成 2 0 年 6 月に運輸局、交通事業者等を含む法定協議会を設置し、方向性を決め、出来れば平成 2 0 年度中には試験運行を実施したいとのことでした。 今後も調査研究をしていくこととし、午前 1 1 時 2 0 分に委員会を閉会しました。 以上で交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。 これをもって、交通対策特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 加地禎君
--------------	---	---

	加地議員	今、委員長報告があったんで具体的に十分わかったんですけども、これも特別委員会の5～6人の委員は町の執行部は打ち明けて話をしておるんじゃないけど、我々他の議員はつんぼ蟬じゃ、来年運行するいうて、お前、そこまで具体的に決まっておるんだったら、なぜ全協とか、他の議員に報告がないん。委員長には私は言いませんけれども、これちょっと執行部はどなん考えとんや、こなん大事なことをなんで総務とか、建経とか、教民とか、他の委員会に報告ができんのなあ。来年運行する運輸局へ申請して、具体的に運行しようという、そこまで具体化しておるのに我々他の議員はつんぼ蟬じゃないか。こういうことでえんですか。そこまで特別委員会で具体的に決めるんだったら、他の議員にも報告する義務があると思うんじゃが。どうでしょうか。
	議長	藤田昌大君
	藤田議員	加地議員の質問とちょっと異なるかもわかりませんが、本会議は委員会主義をとっています。おかしい質問ではないかと思ひますんで一応言うておきます。 (答弁してないが・・・委員長報告・・・。)(執行者にしたいができんが。)
	議長	谷森哲雄君
	交通対策 特別委員長	それでは私の方からお答えさせていただきます。交通対策特別委員会ではできるだけ何回か開催したいという考えで進めておりましたが、光ファイバー事業とかその他諸般の事情がありまして、なかなか交通対策特別委員会が開催することができなかつたわけでございます。これは町長の日程とか執行部の日程とか様々な事情があつて12月の5日まで開催されなかつたと、まあそういう中で担当の方でできうれば速やかにこういう事業を進めて行きたいと、いうようなかたちで町長と協議をしておつたかと思ひますが、そういう中で急に国の法律が新たにできまして補助事業も可能になつたと。こういうことで急展開いうたらどうかと思ひますが、そういうふうな情勢が急に進展したと、そういうふうな中で担当として委員会で全協前ですが、非常にいい方向へ進んできたところというもつで委員会での報告があつたわけでございます。
	議長	これをもつて質疑を終了いたします。
		本屋敷崇君
	本屋敷議員	先ほどからですね、加地議員の発言は委員会主義いうものに対してですね、異なつた見解で議論されておりますのでそこは少し議会運営委員会、議長の方でもう一度見解を改めてですね、こういった質問はもう一度考えていただくようにしていただきたいと思ひます。
	議長	要望ですか。
	本屋敷議員	要望です。

日程第 1 0	議長 水資源対策 特別委員長	はい。 これをもって質疑を終了いたします。 日程第 1 0 水資源対策特別委員会の委員長報告の件を議題といたします。 水資源対策特別委員会の委員長の報告を求めます。水資源対策特別委員会 委員長 川原茂行君 水資源対策特別委員会の委員長報告を行います。 去る 1 2 月 6 日午前 9 時 3 0 分より、第 1 委員会室におきまして委員 5 名、議長同席のもと執行部より、町長、副町長、総務課長、企画政策課長、農林課長、建設課長、土地改良課長、水道課長の出席により水資源対策特別委員会を開催いたしました。 議題につきましては、渇水対策について、その他であります。 栗田町長挨拶の後、議題にはいり、仲南地区、野口ダムの雨量報告があり、ここ 1 0 年来で今年の雨量が極端に少なくなっているとの報告がありました。この日の委員会では今後降雨量が少なくなるということを基本において話しを進めて行きました。 水道課長より、1 2 月 4 日現在の満濃池の貯水量は 7 2 9 万トンで貯水率 4 7 . 3 %、前年同期は 1 , 0 5 7 万トン貯水率 6 8 . 5 %で昨年より 2 0 %の減少になっている。仲南地区の水源地になっている地蔵前ダムで総貯水量 9 万 2 千トン、現在 3 万 3 千トン貯水率 3 6 . 5 %となっている。現在は非常用水源として木こく池よりポンプアップをしているとのことでした。 建設課長より、以前仲南塩入地区でダム候補地として要望していた場所でのダムの概要説明、また琴南地区で計画のあった前の川ダムの説明がありました。 土地改良課長より、今年の干害応急の報告があり、5 地区で実施、事業費 9 百万 1 千円、県補助金 6 0 %の 5 4 0 万、町補助金が 2 0 %の 1 8 0 万、地元負担 2 0 %の 1 8 0 万の報告がありました。 農林課長より、現在の貯水状況を見ると、平成 2 0 年産水稻の作付けも、心配される状況にあり、今後、県、関係機関と協議しながら進めたいとの報告がありました。 その後、現地調査を行い、仲南地区の水源地である地蔵前ダム、仲南塩入地区の以前要望していたダム建設候補地、琴南地区天川の満濃池導水及び中止となった前の川ダムの建設予定地の調査を行いました。 現地調査のあと、執行部より前の川ダムの経緯としては、計画中にダム不用論が浮上し、利水ダムとして地元負担に応じ得ないなどで中止となった。再度、国、県への要望はしたが再計画の見通しは非常にきびしいとの報告。また、満濃池土地改良区との経過報告があり、委員より、町水道・農業用水について今後の見通しの質問があり、執行部より、町水道水については、満濃池からの取水と合わせ新たな水源として 2 0 年度吉野地区井戸から取水できるよう計画を進めている。また、渇水時には、照井地区から
----------------	----------------------------------	---

日程第 11	水資源対策 特別委員長	の非常用水源として地下水等を利用したいとのことでした。委員より、満濃池土地改良区及び満濃池取水に関する土地改良区との 話合い等についての質疑があり、執行部より今後とも話合いを継続して行うとのことでした。
		今後も委員会として調査研究していくこととし、午後 4 時委員会を閉会しました。以上で水資源対策特別委員会の委員長報告を 終わります。
	議長	これをもって、水資源対策特別委員会の委員長報告を終わります。 ただ今の委員長報告に対する質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって、質疑を終了いたします。 議場の時計で 1 1 時まで休憩をいたします。
		休 憩 1 0 時 4 7 分
		休憩を戻して会議を再開いたします。
		再 開 1 1 時 0 2 分
	町長	日程第 1 1 議案第 1 号 まんのう町職員の給料に関する条例の一部改正についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただいま上程されました、議案第 1 号 まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。 今回の改正は、人事院の勧告に基づき条例の一部改正を行うものであります。改正点は、若年層に限定した棒給月額引き上げ については、6 2 名が対象となり、それ以外の職員は据え置きとなります。扶養手当の月額 5 0 0 円の引き上げについては、1 2 0 名の支給対象となります。勤勉手当の 0 . 0 5 ヶ月の引き上げを行うものであり職員全員が対象となります。その他の改正につ きましては、字句修正等をおこなっております。附則におきまして、それぞれの施行日を定めております。ご審議のほど、よろし くお願い申し上げます。
	議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありませんか。
	小亀議員	小亀重喜君 2 番小亀です。ちょっとご質問したいんですが、あのいみじくも昨日だと思うんですが同様の職員給料に関する条例、云々に関 しまして四国新聞だと思うんですが、人事院勧告完全実施見送りと香川県が実質 2 2 年ぶりという記事が踊っておったと思うんで

	小亀議員 議長 総務課長 議長 小亀議員 議長 総務課長	す。その中に書いております一文をちょっとご紹介したいんですが、給与改定や扶養手当引き上げについては実施時期を4月1日に遡及せず12月1日に繰り下げるとの表現がございました。今回上程されている議案第1号につきましては、求めるところとというのは同様のことですか。その遡及日のところがちょっと気になるのですが、それについてもう少し詳しいご説明をいただけたらと思います。 総務課長 栗田義郎君 ただ今の小亀議員さんのご質問でございますけれども、人事院の勧告は4月1日からということで、4月1日にさかのぼって支給しなさいということでの勧告でございます。まんのう町につきましては人事院の勧告どおり4月1日ということで実施をしたい。県の方につきましては4月1日を12月1日ということに改めるということで、まんのう町の場合は4月1日人事院の勧告どおり4月1日から支給するという改定を今回お願いしておるところでございます。以上でございます。 小亀重喜君 単刀直入にお答えいただきましてありがとうございます。それでですね、県の方でなぜしたら4月1日の勧告に対して12月1日ということで繰り下げるかということ、これはもう、とりもなおさず財政困窮の現状を鑑みてそれだけずらしているということです。非常に意地の悪い聞き方になるのですが、県よりかは、まんのう町の方は4月1日からいけるということでしたら財政的に大丈夫なんだという判断のように受けとられるんですが、私ども考えますと香川県だけでなくインターネットをちょっと検索すれば今回の勧告に対する見送りという処置をとられている自治体が山ほどできます。同様にまんのう町も決して豊かではないと思います。ですから、申し上げたいのは4月1日ではなく非常に折衷案的になるんですが、12月1日という適用についての協議は十分にされたのかどうかお聞きしたいと思います。もう一点、勧告というのはあくまでも民間ベースとの妥当性があるかを検証するわけであって人事院勧告の方に出ますのは、例えば、何人規模等々色々規定があると思いますが、今考えますに町職員の給料全体を見渡したところで、この近隣の民間企業より決してひけはとっていないと私自身思っております。それに対しての見解を町サイドでどう考えられているか合わせてご回答いただけたらと思います。以上です。 総務課長 栗田義郎君 小亀議員さんの再質問でございますけれども、まず人事院勧告そのものということでございますけれども、これにつきましては当然、ご覧のとおり労働基本権の問題でございます。それに基づきまして人事院の勧告は出されておると。これまでを踏まえまして人事院勧告が出されて、人事院の勧告が実施されなかったのは多分僕の知っている範囲では1回ございました。昭和50年台に。それ以後につきましては、人事院の勧告をそのままそういうことで実施をいたしてきております。全国的に別としてですね、県下
--	--	--

	総務課長 議長 本屋敷議員 議長 総務課長	では今私が知る範囲では、今回お願い申し上げておりますこの条例で多分出されておるといふふうに考えておりますし、仲多度地区につきましては統一のもとですね、これを実施していこうということでございます。県の場合は、今回、まんのう町では地域手当の関係は最初からはめておりませんが、香川県、高松市の場合はその地域手当をどうするのかという問題もございます。そういうのを踏まえて、県の方は最終的に判断されたものといふふうに考えております。それと今回、対象者が62名ということでございまして全体的な割合でしますと0.1%の部分ということでございますし、これに対する引き上げでこの12月1日、4月1日からの支給ということでございますと、その対象が1,042,700円ということでございます。まあ、そういうことを考えましてこの4月1日から支給をするということで今回条例をお願い申し上げるといふことでございます。よろしく申し上げます。 本屋敷崇君 だいぶ小亀議員さんとかぶるんではありますが、今回人事院勧告ということですのでけれども民間給与との格差0.35%をうめるため、またそのために棒給と期末勤勉手当の引き上げがありますけれども、今回今年ですね、うちの予算としては歳入の方で1億9千5百万ほど下がっております。下がっておる状態で税収が上がっていない状態ですね、うちの方が上げるということはどういうことか、町民に対して説明がつくのかと、いうことで期末勤勉手当の方もですね、民間ベースでは約0.8%今年は減のようです。それに伴いまして、うちの方が0.05か月分上げるというのは町民にこれまた説明ができるのかどうかというところがあると思います。またですね、集中改革プランが載っておりますけれども給与等の適正化というのは、人事評価制度と事務事業評価に連結した導入を実施すると今年の3月にですね、あります。その面から踏まえて、ただ人事院評価、事務事業評価が出来ていない状況で同一に0.05%上げるまた、棒給を上げていくというのはですね、説明を町民に対してどう説明していくのか少しお聞かせいただきたいと思います。 総務課長 栗田義郎君 本屋敷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず、人事院の勧告そのものというのは、さっきあの小亀議員さん時のご説明したとおりこれが基本になるということでご理解願いたいと考えております。それと収入減というやつと今回の分とは基本的には別だといふふうに考えております。財政的なことを考えますと、これは町職員それは特別職を含め議会の議員さんも含め、ありとあらゆる部分ですね、給与、報酬をどう考えていくんだということにつけてくると考えております。それともう一点集中改革プランとの関係でございしますが、これにつきましては昨年の10月に給与改定しまして8級から6級制に変わったと、それによりまして今正確な数字をもっておりませんが大半の50以上の職員は今の給料体系でそのまま多分退職されるで
--	--	--

	総務課長 議長 藤田議員	あろうということで、基本的な給与体系が見直しをされております。そういう部分を踏まえてですね、この人事院の勧告というのは基本的な制度移行で勧告どおり実施をしていきたいというふうに考えておりますのでご理解をお願いしたいというふうに考えております。 議長 藤田議員 人事院勧告制度そのものについてですね、やはりここで認識を新たにしておかなければならないんじゃないかなあとしますので意見としていっておきたいと思います。人事院勧告制度そのものは労働基本権を取り上げた代償として人事院勧告制度があるわけでありまして、日本の場合ILOからも指摘されておるとおり労働条件が非常に先進諸国の中で非常に悪いわけでありまして、例えば、今の状況の中でトヨタが大幅な増収を上げているようでありまして、その中には長時間労働があったり不払い残業があったりそういった部分の中で、非常に厳しい労働条件の中でやられておるのが実態であって、今裁判で訴えている事実もあるわけでありまして。ですから日本の労働基準法に基づく部分から言えばですね、当然、労働者の権利としてそれぞれの労働3権がありますけれどもその一つを取り上げた中で人事院勧告制度がなされているわけですね。そしてその中でやっぱり一番問題なのはストライキ権のことだろうと思います。それをしたらいかんよということで、その代わりに民間とかそれぞれの調査に基づく給与ベースを人事院として調べて国として勧告していきたい。その国の勧告に基づく県の勧告があつて多分、町には人事委員会はないと思いますんで。それを実施しているのが実態だろうと思ってるんです。それが町として、あるべき姿の問題だろうと思うんですね、モラルなんです。行政というのは法律を守るところなんですね、それが都合が悪いきんいうて、それはちょっと悪いというのはおかしいんですけれども、しかしながら現在、小泉内閣以後おかしいことが起こってきておりまして労働基本権の中の労働時間とか、そういうものを勝手に取り上げる。そしてまた、ひどい時には給料を出した分まで取り上げる。こういった部分まで言及していったわけでありまして。ですから、人事院勧告そのものをみんながもういっぺん勉強をし直しながら、本屋敷議員、小亀議員というのは実態に合わせた部分でわからないこともないんですけれども、法律の解釈の部分ではそうするのが町としての立場でありますし、私たちもそれを粛々と守っていくというのが現状でありますので、是非、委員会付託になると思いますけれどもそれらも踏まえて委員会で十分審議していただいて、私は執行部提案どおりなるようお願いして委員会に対する意見になると思いますので意見を申し上げておきます。以上です。 議長 他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。
--	--------------------------------	--

日程第 1 2	議長	ただ今議題となっております、議案第 1 号は総務常任委員会に付託いたします。
	町長	日程第 1 2 議案第 2 号 まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてを議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただいま上程されました 議案第 2 号、まんのう町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。 今回の改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律に伴う改正であります。主な改正は、第 8 条の見出しを、育児休業をした職員の職務復帰後における号級の調整に改め、復職時調整を 2 分の 1 から、1 0 0 分の 1 0 0 に改めるものであります。その他は、文言改正や、法改正に伴う改正を行っております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 2 号は総務常任委員会に付託いたします。
日程第 1 3	町長	日程第 1 3 議案第 3 号 まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてを議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただいま上程されました、議案第 3 号 まんのう町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正についてをご説明申し上げます。 企業職員については、地方公営企業法第 3 9 条の規定により、地方公務員法、育児休業法等の一部の規定等は適用除外となっております。第 1 8 条については、育児休業における給与の取扱いについて適用除外となっているが、給与の不支給、期末・勤勉手当の支給は本条例に該当するために、今回、条文化するために改正を行うものであります。その他の改正は、字句修正等を行うものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。

日程第 1 4	議長	これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 3 号は総務常任委員会に付託いたします。 日程第 1 4 議案第 4 号 まんのう町情報公開等の一部改正についてを議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 町長 ただいま上程されました、議案第 4 号 まんのう町情報公開条例等の一部改正についてをご説明申し上げます。今回の条例改正は、9 月定例議会におきましてご承認をいただきました 政治倫理の確立のためのまんのう町長の資産等の公開に関する条例の一部改正について と同じく郵政公社の民営化に伴う改正であり、まんのう町情報公開条例、まんのう町公共下水道条例、まんのう町手数料条例、の 3 条例につきまして、郵政公社関係の文言を削除及び改正を行うものであります。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 議長 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 4 号は会議規則第 3 9 条第 3 項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって議案第 4 号は委員会の付託を省略することに決定しました。 これより討論にはいります。 討論はありませんか。 (なし) 討論なしと認めます。 これをもって討論を終了いたします。 これより、議案第 4 号 まんのう町情報公開等の一部改正についてを採決いたします。
----------------	-----------	---

日程第 1 5	議長	本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって本案は、原案のとおり可決されました。 日程第 1 5 議案第 5 号 まんのう町営住宅条例の一部改正についてを議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	只今上程されました、議案第 5 号まんのう町営住宅条例の一部を改正する条例の提案理由を説明します。 この条例は、公営住宅における暴力団員の不当行為等については、殺人事件や障害事件、公営住宅の不正入居や不正使用、家賃滞納、職員や住民にたいする恫喝等、様々な問題が全国的に発生している状況になっており、公営住宅入居者及び周辺住民の生活の安全と平穏を確保するうえで看過できないものとなっています。 また、社会経済情勢の変化により、真に住宅に困窮するものが増加している状況において、暴力団員を公営住宅に入居させることに対する疑問が生じており、公営住宅制度そのものに対する住民の信頼を揺るがすばかりでなく、国及び地方公共団体の補助等により低廉な家賃で供給された公営住宅に暴力団員が入居する結果として、不当な利得を受け、暴力団の維持存続に利用されるおそれも生じることから、社会正義の上でも大きな問題でもあります。 このため、平成 1 9 年 6 月 1 日付国土交通省住宅局長からの公営住宅における暴力団排除に関する通知に基づき、公営住宅における暴力団排除の基本方針等を示すとともにその実効を期すため、改正を行うものであります なお、内容については、新旧対照表の条例を添付しており改正箇所については、アンダーラインを引いております。ご審議の上、ご決定を賜りますようよろしくお願い致します。
	議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありますか。 藤田昌大君
	藤田議員	暴力団員関係について、これについて異議はありませんけれどもその基準とか決定をどこでどうするんやということが非常に大事なことだろうと思うんです。むやみやたらに規制されたら平等で文化的な生活を営む権利を有する項にはいりますし、具体的な部分でかりん温泉でよく聞きました。入れ墨をしている人にははいったらいかんという文言があるようですが、その人が暴力団か暴力団でないか、これわからんのですね、入れ墨があるだけで、タトゥーいうんですか。その部分で非常に職員も困っているよう

	藤田議員 議長 建設課長 議長 小亀議員	であります。中へはいったらおったと、その人をどうのこうのいえんでしょう。その辺の部分でどういう判断基準であんたが暴力団員であってあなたは暴力団員でございせん。そういう基準が曖昧にならんのかという心配と、もう一つ職員がその対応するときに安全かつそれを保証されるのかされんのかという部分を、交渉に行く時に職員がやったら恫喝されて逃げて帰ってこないかとそのような状況になったらいかんと思いますので、その辺の対応を具体的に考えておるのかおらないのかちょっとお聞きしたいと思います。以上です。 建設課長 小野隆君 藤田議員さんのご質問でございますが、先ほど町長から提案されましたように国の制度に基づいて県、市町の方が条例を整備するということでございまして、具体的に現実問題として当初受付の時にはなかなかそういう判断が出来にくい場合があるかと思っています。その判断基準については、まだまだ今から十分検討してですね、どんなことで判断は出来るかということは県下全体含めて受付の時の対応の仕方等々を検討するようになるかと思っています。今の段階ではそこまでの細かい事務的なことについては今後の対応ということで決まっております。そういうことでご理解をいただきたいと思います。よろしくお願ひします。 小亀重喜君 2 番小亀です。今の藤田議員さんの質疑とちょっとかぶるかもしれませんが、一つはまあ、今回は住宅関連だけになっておるんですが今全国的な例を見ますとさっきの都営住宅の立てこもりですかね、それからかなり緊迫をしてきたんだと思うんです。これは青森の例なんですけど住宅施設に限らず、町内の公営施設についてもその使用条例等についても文言を付加されています。ですから住宅だけを見ておったらいいかということではないと思うので、それを考えた上で公営施設はそしたらそれで大丈夫なのかというのは十分中に踏まえなければならないと思います。今建設課長の方からお答えがあったんですが、ことは住宅だけではないと思いますのでもっと広域的な判断によって条例の改正を考えるべきじゃないかなあと思うのが一つです。それとある自治体の方では同様の文章が今全国の自治体で改正されておるんですが、ある 1 文字だけです。暴力団等と書かれている条例があったようです。結局は暴力団組員でなければ OK なのか、中には暴力団よりかは、たちの悪い方もいらっしゃると思います。ですから、等 1 文字をいれるかどうかについても十分な協議がいると思います。それから実施上のことなんですけど、これもある自治体の話なんですけど警察等の連携によってこの広域の部分に変な話なんですけど、暴力団組員といわれる方が何名おられてどのあたりに分布されているかという情報交換をきちんとされて、その上での体制を整えるということに踏込まれてます。ただ単に条例を作っただけでどれだけの効果があるかというのは非常に疑問ですので、先ほどまだまだ検討段階だということなんですけど実施レベルについてどう進めていくかということをして是非考えていただきたいし、もし今考えてられているのでしたらお答えを頂戴したいと思います。以上です。
--	---	---

日程第 16	議長 建設課長	建設課長 小野隆君 小亀議員さんのご質問ですが、ご意見として承って関係課とも十分協議しながら実施に向けてより良い対策を考えて行ったらなあと思っております。前回ですかね、副町長さんからもお話があったと思いますが、来年度からはそれに対応できるような例えば警察の関係のOBとか、そんな方を出来たら配属したいという考え方も述べられたこともございます。その中でそんな方も踏まえて色々な情報がはまってくると思いますので、先ほど言いましたように本当に公営施設全体を踏まえてのお互いの横の連絡を密にして対応して行きたいと考えております。どうぞよろしくお願いします。
	議長 谷森議員	谷森哲雄君 私は暴力団に限定せずに、例えば政治結社、右翼とか、こういうような団体についてはいかがお考えですか。
	議長 建設課長	建設課長 小野隆君 谷森議員さんのご質問ですが、そのとおりで私自身も今の条例につきましては国からの方向を示されておりますが、先ほど小亀議員もありましたように、等という問題、暴力団等というような話も踏まえましてそこらあたりの関係も先ほど言いました様に、同じ様に広くやはり対応できるようなやり方を考えて行かなければならないと思っております。そういうことで貴重なご意見として承っております。どうぞよろしくお願いします。
	議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第5号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第16 議案第6号 まんのう町国民健康保険高額療養費貸付基金条例等の廃止についてを議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	ただいま上程されました、まんのう町国民健康保険高額療養費貸付基金条例等の廃止についてをご説明申し上げます。 今回、2基金条例を廃止しようとするもので、まんのう町国民健康保険高額療養費貸付基金条例は、高額療養費の現物支給の制度が導入されます。高額療養費の貸付を行う必要がなくなったため、であります。この基金200万円を国民健康保険特別会計の財政調整基金に積み立てることとし、補正予算に計上いたしております。 まんのう町中山間地域活性化推進基金条例は、17年度末で300万円の基金がありましたが、18年度において仲南地区のひまわり団地作付補助、ひまわり油制作費用等として支出し現在基金0の状況であることから、廃止するものであります。ご審議の

	町長 議長	ほど、よろしくお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 本屋敷崇君
	本屋敷議員	まんのう町国民健康保険高額療養費貸付基金条例ですけれども、現物支給ができるようになったということで基金廃止というのは妥当だと思いますけれども、ちょっと危惧するのであれば、事前に役場に来て証明書をもらってから行けば現物支給というかたちだと認識しておりますが、そのあたりが町民にどれくらい行き渡っているのか、まあ病院の方でこういう制度になっておりますという周知がされているのかどうかということを今聞かせていただけたらと思います。
	議長 福祉保険 課長	福祉保険課長 寶智 俊史君 本屋敷議員さんのご質問でございますけれども、従来、高額医療につきましては一定額以上のものについて償還をいたしておりました。その部分について限度額の認定証を発行することによってその部分がいないという制度でございます。これは19年4月1日からということで法改正によって行われております。その周知でありますけれども広報等によって周知はなされております。それと医療関係につきましても医師会の方から周知はしておるというふうに考えております。以上でございます。
	議長 藤田議員	藤田昌大君 藤田ですが、2のですね、まんのう町中山間地域活性化事業推進基金条例の300万あったひまわりに対する部分がなくなったんで基金条例を廃止する提案ですね、中山間地域というのは、旧の琴南、仲南、満濃が含まれた全体の部分だと思いますし、その地域を活性化するのにひまわりだけなんかという認識になるんです。そうなればですね。この文言で言いますと地域活性化推進基金でしょ。だったら他の部分は一切なかったのか、それとも今後、基金をおいとしてその基金を積み立てて、運用の中でそれを利用する部分は一切なくなるのでこの基金条例はなくしますよということですか。どっちなんですかね、これ仲南だけの、旧の仲南町だけがもった基金であって満濃、琴南は関係なかったという部分やったらこの文言自身が、ちょっとねえ、そんなかで合併しましたからそれぞれあったと思うんですが、合併の影響の中でそれが出てきたのか、どちらかちょっと明らかにしていただきたいと思います。
	議長 総務課長	総務課長 栗田義郎君 藤田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まんのう町中山間地域の基金でございますけれども、これ当然、特目基金ということで一定の目的にしか使えない基金でございます。この基金につきましては合併の時に旧の仲南町にあった基金をそのまま

	総務課長	新しいまんのう町に継承しておるということで、その基金の目的というのがきっちり決まっております。その部分で18年度で基金を使い切ったということで今回廃止をすると。例えば新たにこういう特目基金をもうけるのであれば、新たな条例を制定をして基金を設置をしていくということでございますのでよろしくお願い申し上げます。
	藤田議員	他にはなかったということですね。
	総務課長	ありません。
	議長	本屋敷崇君
	本屋敷議員	先ほどの話なんですけれども、19年4月1日からということなんですけれども、4月1日からは、さっきの説明ですとすべて現物で行われているのか、それとも償還が今現在まだしているのかということをお聞かせいただいたらと思います。
	議長	福祉保険課長 寶智 俊史君
	福祉保険課長	本屋敷議員さんの再質問でございますけれども、限度額認定証すべてそうなんですけれども、申請によって行われるということで立替払いをする必要がないということで多額の入院費用とかが必要ですので、一時立替の時にそういうお金がないという方、お金がふんだんにある人は、そういうことは必要ないということですので大半の方が申請においでます。そういう必要のない方については申請しなくていいと。役場の業務につきましては、他の業務もそうですけれども申請に基づいて行っていくということで現在も多数の方が申請においでいただいております。よろしいでしょうか。
	本屋敷議員	償還は。両方あるわけですね。
	福祉保険課長	両方です。選択性ですんでね。はい、そういうことです。
	議長	本屋敷崇君
	本屋敷議員	もう、答弁は結構なんですけれども選択性ということで、まだ十分に知らない方もいらっしゃると思いますので、さらなる周知をしていただいて、この貸付条例を廃止するにあたってさらなる認知をしていただけたらと思います。
	議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 お諮りいたします。 ただ今議題となっております、議案第6号は会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思っております。 これにご異議ありませんか。

	町長	路線名、合股線で起点吉野字五毛合股 3680 番 12 地先から終点同所字五毛上所 3630 番 8 地先までの延長 5 0 0 m、幅員 3 m であります。この認定区間は、現在まで町道五毛線として共用されている区間ではありますが、今回国営公園の整備工事における湖畔ゾーン一帯の完成により、来春共用開始となる区域であり、町道五毛線を一部名称変更し町道として残すために認定するものであります。 議案第 8 号は、次のとおり町道路線を変更したいので道路法第 10 条第 2 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。先ず 2－1 7 五毛線 の終点の変更で従前延長 3, 4 3 9 m であったものが、変更後 9 7 0 m と変更致します。変更により削除される区間は国営公園区域内と平成 18 年 12 月定例議会に於いて桶樋五毛線として認定した区間を今回廃止するものであります。2－2 6 0 五毛高丸線 も同じく、桶樋五毛線と重複している区間を廃止し、起点の変更を行い、変更後、延長 4 1 8 m となります。2－1 8 0 中川原線 につきましては、終点箇所の変更であり、宅地の入口までとし、変更後の延長は 4 5 1 m となります。また、2－3 5 0 かりん線 の変更につきましても、終点箇所の変更であり、桶樋五毛線へ接続するまでの区間を延長することにより、変更後の延長を 1, 0 2 8 m とするものであります。この路線は一部国営公園内を通過しているため、今回町道として認定するものです。 議案第 9 号は、次のとおり町道路線廃止をしたいので道路法第 10 条第 3 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。路線名、龍頭線で起点炭所西字上大向 2072 番地先から終点同所字権現藪 2168 番 1 地先までの延長 2 7 4 m であります。 この町道については、国営公園のエリア内が大部分で現在は殆ど公園整備工事用の進入路として使用しているため、今回公園関係全体の町道路線を見直し廃止するものであります。ご審議の上ご決定賜りますようお願い申し上げます。
	議長	これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
		これより、議案第 7 号から議案第 9 号までの 3 議案に対しての質疑にはいります。質疑はありませんか。
		(なし)
	藤田議員	藤田昌大君 ちょっと質問しときたいんですが、2－1 8 0 の中川原線の部分のですね、五条涌井の三坂山の下の民有地とその辺の境界が明らかになっているのかちょっと聞きたいんですよ。荒野茂さんという名前がありますよね、この中を通っている部分をどういうふうに管理していくのか、それと地籍の状況はどうなっていて本人との話ができていくのか。その辺だけちょっと明らかにしていただきたいと思います。
	議長	建設課長 小野隆君

日程第 2 0	建設課長	藤田議員さんから質問をいただきました議案第 8 号のですね、3 番目の 2－1 8 0 中川原線、今言われましたように三坂山の下 の町道の終点をですね、宅地内を廃止して宅地の入口までに町道を改めるというものでございます。これはちょっと昔の経緯はわ かりませんが、今回、荒野氏が住宅を改修いうんですか、することから建築確認の関係で案件が出てきたということで地籍調査終 了後でしたので、地籍の担当からの話の中で建設課の方へ協議が参った案件でございます。最終的に中讃土木の住宅課とも協議し た結果、最終的に宅地内の町道を廃止してあとは 4 m ないんですが 2 項道路として建築確認を下ろして行くというような方針に決 まったと聞いております。そのために今回申請をさしていただいたというような案件でございますので、当然、荒野氏、地籍等の 協議も整っておりますのでその点を加えておきますのでよろしくお願いいたします。
	議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 7 号から議案第 9 号の 3 議案は建設経済常任委員会に付託いたします。 議場の時計で 1 時まで休憩をいたします。 休 憩 1 1 時 5 4 分
		休憩を戻して会議を再開いたします。 再 開 1 3 時 0 0 分 日程第 2 0 議案第 1 0 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	ただいま上程されました、議案第 1 0 号 平成 1 9 年度まんのう町一般会計補正予算（案）につきましてご説明申し上げます。 1 ページをお開きください。 第 1 条で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 1 5 5 4 万 4 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 9 0 億 6 6 7 8 万 5 千円とするものであります。第 2 条で、地方債の補正を行っております。 3 ページをお開きください。 歳入では、精査した費目ごとに補正を行っております。第 1 6 款財産収入は、商品券販売収入を歳出に合わせて、第 1 7 款寄付 金は、町政報告で申し上げました合計 1 2 0 万円を、第 1 9 款繰越金は、歳出に伴う歳入不足分を繰越金で、それぞれ計上いたし ております。第 2 1 款町債は、パッカー車の起債を取りやめ、県合併交付金に振り替えております。 4 ページをお開きください。

	町長 議長	歳出では、各費目にまたがる人件費では議案第1号まんのう町職員の給与に関する条例の一部改正について、で提案しておりますとおり、人事院勧告に伴います、62名の棒給月額引き上げ、扶養手当、勤勉手当の補正と、4月異動に伴う9月補正未対応の精査や当初予算経常漏れ等を補正いたしております。 第2款総務費では、第1項総務管理費の、第1目一般管理費で例規改訂業務委託料350万円、第7目自治振興費で「勤怠システム」導入業務委託料88万円、集会所建設事業補助金30万円、第12目情報通信費で光ケーブル電柱添架料566万7千円、等を補正いたしております。 第3款民生費では、第1項社会福祉費の、第1目社会福祉総務費で国民健康保険特別会計318万4千円繰出し、第2項児童福祉費の第1目児童福祉総務費でご寄付をいただきました100万円を補助金、出産祝い金95万円、第2目保育所費でいろは保育園委託料100万円、第3目児童措置費で児童手当給付費175万5千円、等を補正いたしております。 第4款衛生費では、第1項保健衛生費の、第4目環境衛生費で合併浄化槽補助金3000万円、これは、7人槽30基、10人槽10基の追加、第2項清掃費の第2目塵芥処理費でパッカー車購入の精査による減額等を補正いたしております。 第6款農林水産業費では、第1項農業費の、第3目農業振興費で有害鳥獣被害対策120万円、第5目農地費で干害応急事業180万円、等を補正いたしております。 第7款商工費では、第1項商工費の第1目商工総務費で商品券発行事業1000万円等を補正いたしております。 第8款土木費では、第2項土木管理費の第3目道路橋梁新設改良費で町道杉の上本村線の県補助採択に伴う費用、国道32号バイパス工事に伴う町道改良事業等1510万円、第5項住宅費の第1目住宅管理費で長尾団地に係る用地購入費等を補正いたしております。 第9款消防費では、第1項消防費の第2目非常備消防費で、消防団員等のはっぴ、作業服等1460万4千円、第3目防災対策費でAED収納ボックス58万8千円等を補正いたしております。 第10款教育費では、第1項教育総務費の第2目事務局費でまんのう町奨学金精査による390万円減額、第3項の中学校費でパソコン借上げを減額しパソコン等備品購入費として2千834万8千円、第5項社会教育費の第2目公民館費で高篠コミュニティセンターの改修を地元と協議し今年度は中止に伴い減額等を補正いたしております。 36ページ以降は、給与費明細等を記載いたしております。 以上、概要説明とさせていただきます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。 これをもって、提案理由及びその内容の説明を終わります。
--	---------------------	---

	議長	これより質疑にはいります。質疑はありませんか。 谷森哲雄君 勤怠システムいうんですか、この分についてお尋ねします。それから毎回のように私申し上げるんですが、こういうシステム、プログラムいうんですか、ソフトを導入して導入作業は開発のメーカーあるいは販売業者そういうところへ導入は委託すると。しかし、その後の利用については役場職員がきちんとその分の使用いうんですか、きちんとできておるのですかお尋ねします。それで優秀な役場の職員が260人もおるわけですので、導入作業ができなかったら次の作業もできないのではないかと思うわけです。だから、あとあとそういう業者をお願いしておるのか、その後の使用についてはきちんと職員の中で使われておるのか、それと特に私お願いしたいのはそういうソフトですか、導入してやはり優秀な職員ですので私はそういうのは、あとあとは職員の力で作業が進められるのではないかと思うわけですので、そういうことを是非やっていただきたいと思います。このことについてお尋ねいたします。それからですね、光ケーブルの電柱添架いうんですか、これは横へなんかの事情で代わりの電柱を添えるというそういうような工事かなと思ったりするんですが、その分の説明と、それから商品券が1,000万円とこういうふうになっておって、他の資料をみたときに900万売上があったと見たんですが、どういう方がご利用いただいているのか、また町民が幅広く購入していただいたんか、あるいは町のいろんな事業イベントを開催するにあたり町の方が購入したのか、以上お尋ねいたします。
	議長 総務課長	総務課長 栗田義郎君 ただ今のご質問でございますが、まず勤怠システムの関係これはゆくゆく職員の能力云々ということですのでね、そのための新規導入でございまして今回の導入費用ということで考えております。今、最終調整を行いましてあと維持補修のことだろうと思うんですけども、これについてはこれから先予定はいたしておりません。導入費用ということで、今、若干調整もありますけれどもそれが全部できたあとは町の方で全部対応していくということで考えております。
	議長 企画政策課長	企画政策課長 齋部正典君 谷森議員さんのご質問にお答えをいたします。情報基盤整備事業の中におきます光のケーブル電柱添架料金のことでございますが、これは現在工事をやっておるわけですが電柱に添架する前に申請を出します。許可がきた段階からこの占用料金が発生いたします。よって今年中に3月末までに約1万1千本のNTTまた四国電力等の電柱に添架をしていくわけでございまして、その5か月分、11月から許可が出ておりますので11月から3月分この料金として500万そこそこ、それと自営柱と申しまして、まんのう町独自に建てなければならない電柱がほぼ1,000本近くございます。これも田、畑、宅地、山林等いろんなところに建てなければならないことがございます。この分の借地料等を含んでの料金でございます。よろしくお願い申し上げます。

	議長 商工観光課長	商工観光課長 大西徹野君 商品券のことについてお答えいたします。８月１日から始まりまして当初予算は９００万円で行いました。そしてすでに１１月末ではほぼ９００万円が流通いたしまして、今回補正をお願いするものでございます。そして使途のことですけれども、ほぼ公費でお礼とか住民の方にお礼とかをする分と個人が色々な商品券を買っていただけるのを見えますと、だいたい半分、半分ぐらいの感じで今流通しております。以上です。
	議長 谷森議員	谷森哲雄君 システムの導入とかについても多分私が思うのは、最近是非常にそういう開発のメーカーもかなり親切になっておりますので、例えば導入作業については委託しなくてもフリーダイアルあるいは高松で業者がおるんであればそこへ電話して、町の職員の方で独自に導入するとか、こういうことできないのでしょうか。やはり立派なシステムいうんですか、導入してあと本当にいろんなシステムが導入されておりますが、それがどの程度使われておるのかちょっと疑問をいただくわけです。だからその点何とか職員の力で能力でできないものか、この点お尋ねいたします。それから光ファイバーの電柱ですが、この費用は今後継続的にいるのでしょうか。お尋ねいたします。
	議長 総務課長	総務課長 栗田義郎君 谷森議員さんの再質問にお答えしたいと思います。まず、システムのたぶんソフト開発のことだと思うんですけれども、ソフト開発につきましては、これは職員でというのは非常に難しいのかなあと考えております。あとこのシステムそのものにつきましては３社でプロポーザルを行いまして、当然費用の安いところ使い勝手のいいところ等々をしまして今回のシステム導入をいたしております。使い方云々は我々職員でできますけれども、ソフト開発につきましては非常に難しいのかなあというふうに考えております。以上でございます。
	議長 企画政策課長	企画政策課長 齋部正典君 谷森議員さんの再質問にお答えいたします。情報基盤整備の電柱添架料でございますがこれは毎年発生いたしてまいります。今回の５か月分ぐらいに思ってくださいましたら結構でございます。これが年間になりますと１千百万前後になるかと思っております。よろしくお願い申し上げます。
	議長 谷森議員	谷森哲雄君 総務課長に申し上げておきますが、システムいうんですかその開発でなくしてそれは当然プロでないと出来ないんですが、今後において導入作業とか、あるいはその後のシステムを使う作業いうんですか、こういうのを出来るだけいろんなプログラムのパソ

	谷森議員 議長 企画政策課長 議長 本屋敷議員 議長 総務課長	コンが導入されておりますが、それをやはり有効にご利用いただくと。これは特にお願いしておきます。それから電柱の使用料ですがこれは当初から、これは事業費、運営費に見込まれておったのですか。この点お尋ねいたします。 企画政策課長 齋部正典君 谷森議員さんの再々質問にお答えいたします。今回の情報基盤整備のご説明、事業説明をさせていただく中で町からの毎年の持ち出しとしては、電柱の添架料金また支障電柱と申しまして20年度から発生するわけですが、要は道路が拡幅になるとかいうことで電柱を移転しなければならない、もしくは道路改良工事また電柱が古くなったとか、いうときに電柱の建替えがでた場合には支障電柱の移転ということでの補償をくむ必要があります。これは光ファイバーの今回の情報基盤整備事業のご説明の時に町からの単独の予算として必要になりますということはお説明をさせていただいております。よろしくお願い申し上げます。 本屋敷崇君 今回の補正予算ですけれども、各費用から出てきたものを繰越金で賄うかたちだとは思いますが、大きいことでいえばですね、18年度の決算において7億近い繰越金が5億円ぐらい基金に積んで2億円ほどの内の1億だと思うんですが、それを使った場合に18年度は単年度で黒字化は出来ましたけれども、この1億円使った場合にこの19年度が単年度黒字化になりえるのかどうかというところと、細くなるのかも知れませんが、今回上がってきた中で3,000万円の浄化槽ですね、合併浄化槽、当初予算で100基、去年18年度におきまして最終的に150基であったと思いますけれども、当初予算100基で予算を上げてきている。また去年と同じように150基にするということはどうなのかなあと思う部分もあるんですが、そのあたりは見解をお聞かせいただけたらと思います。あと消防費の方のこの1,400万円の法被と制服というかたちがありましたけれども、今回補正でくむ理由というのをちょっと教えていただけたらと思います。 総務課長 栗田義郎君 本屋敷議員さんのご質問にお答えしたいと思います。まず19年度の単年度黒字、これは今の状況でまだ3月補正を行っておりません。ですからまだ、非常に流動的な部分があると思っております。ただ、これは19年度の歳入の問題等々がありまして、今どうです、こうですというのは申し上げられませんが、非常に厳しいのは厳しいかなというのは率直な私個人的な意見としてはもっております。それと消防の方の関係でございますけども、これにつきましては県の合併交付金があります。これについては単年度でなければ支給しませんよということございまして、これも県の交付金の中には色々制約がございます。その中で県の交付金、合併交付金が見えるものをですね、すべて充てていくということでどちらにしろ、いつかの時点では町単独であるか、どういうかたちにしろ、購入は必要ということで今回県とも十分相談をしてですね、この費用を充てさせていただいておるということで
--	---	--

	総務課長 議長 環境保全課長 議長 本屋敷議員 議長 総務課長 議長 藤田議員	ございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。 環境保全課長 宮下一行君 本屋敷議員さんから浄化槽の当初予算に対する補正の分につきましてご質問いただきましたが、当初１００基で６,８００万を組んでいましたが、この１００基につきましては国、県の補助事業を受けておりましてその国、県の補助事業が１００ということで当初、国からの了解を得ておりますので当初１００で計上いたしておりました。今回申込が１３７の申込がございましてその分にあたりましては、これも１００から超える分について県の補助事業がつくかどうかが一番問題になりますので、県の方の状況を確認しましたら補助の対象になるということでございましたので、今回４０基の補正をさしていただいて今回上げさせていただいたということでございますので補助金の関連ということでご理解いただきたいと思います。 本屋敷崇君 先ほどののはわかったんですけれども、ちょっと聞き漏れがあったんですけれども、３６ページの給与費明細書の方なんですけれども各課で動いているのは、各課の人員の組換えとあと今回の給与の０．０５やつと６２名のやつやと思うんですけれども、あと手当の方で期末手当が０．０５上がるのはわかるんですけども、扶養手当も５００円上がりますからわかるんですけれども管理職手当であったり、通勤手当とか住居手当等々が上がる理由というのがちょっと教えていただきたらと思います。 総務課長 栗田義郎君 本屋敷議員さんの再質問にお答えしたいと思います。これにつきましては町長の説明の中でもありましたように当初３月の１９年度予算の中で実は情報センターとのからみで記載もれがございました。この分が非常に申し訳ないんですけれども、その分を今回補正をさしていただいたということでございまして、実際この１２月必要なのは人事院勧告関係の部分だけでよかったんと各課の組換えだけでよかったんでございますけれども、ちょっとそういう事情がございまして今回申し訳ないんですけれども、その補正をさしていただいたことでもありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。 他に質疑はありませんか。 藤田昌大君 ちょっと確認だけしときたいと思うんですが、民生費は教民でやる部分で差し支えないんですね、一件だけですね、本屋敷議員と若干かぶる部分があるんですが、消防費の関係で今答弁いただきました、合併特例債の関係で法被ということでやったそうでありますけれども、実態を見た時に消防団員の体形にあっていない制服を是非、そなんようけおとは思いませんので正式な会議に來た時に前ボタンが合わせんと、そういう人がちょっと見受けられるんで出来ましたらちょっと点検していただいて、消防団員の
--	---	---

	藤田議員 議長 総務課長 議長 藤田議員 議長 小亀議員 議長 総務課長	制服を実情にあった部分で、この際出来んのかなあという気がありますのでその辺ちょっとお尋ねしたいと思うんです。 総務課長 栗田義郎君 藤田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。今回の補正につきましては即出勤に対して必要な部分として考えております。制服はいらないという話はまったくございませんし、合わない分については順次購入もいたしております。それをすべてというようになりますとまた高額な費用になりますし、それが実質年何回かの話でございますのでこれについてはもう少し我慢をしていただきたいということですね、必要不可欠な部分について今回補正をさしていただいたということでご理解をいただきたいなあというふうに考えております。 藤田昌大君 必要不可欠な判断は個人のね、見ていただいて非常に見苦しいのはこうした時に後ろにしわがよつとんですよ、その分については是非、必要不可欠だと思いますのでたぶん該当者10人もおらんと思いますので、肥満いうと語弊がありますがもちょっと体形の大きい方、身長の高い方が若干不似合いの部分がありましてふさわしくない服装に見えますので、是非その辺だけ、そなん大きな予算でないと思いますので点検していただきたいと思います。以上です。 小亀重喜君 すいません。小亀です。先ほど町長からのご説明で最初の部分にあったんですが、19ページにあります総務費の中の委託料の350ですね、例規改定業務委託料、私それこそ去年にも委託料についてご質問させていただいたんですが、この例規の改定業務の委託とはどのような業務を委託されているのかちょっと教えていただけたらと思います。 総務課長 栗田義郎君 小亀議員さんのご質問にお答えしたいと思います。あの例規についてはですね、当初140万前後の委託料を組んでおりました。これにつきましては、この3月で自治法の改正が膨大にございました。副町長に改めるでありますとか、収入役さんの問題でありますとか、ということで今回相当な改正がございまして当初契約しとる業者は元の加除式の会社でございまして1枚についていくらという単価で設定されておりましたので1箇所改正してでもいくらという話で費用が今回大量に発生いたしました。これをいつまで続けてでもいくらになるかわからないので、今回そういう業者をもう一度改めていくら改正してでも基本的な料金は同じだというようなことですね、業者を今選定替えをいたしております。ただ当初契約がある以上この19年の法改正に伴う大部分の改正に伴う追加委託料ということで今回350万ほど補正をさしていただいたということでございます。よろしく願い申し上げます。
--	--	--

	議長 小亀議員	小亀重喜君 少々ひつこいんですが、たぶん例規そのものがデータ化もし出来てあるのであれば今知りたかったのは、いわゆる製本料、印刷的なお金がそれだけかかるのか、それとも検索システムで今ホームページでも例規が見れるようになっていますよね。ですから例規改定というのがどこまで純然たるハード的な書面を作って綴じるような作業のお金なのか、それとも普通の方が検索したらまんのう町条例なんたら、なんたらいうことで出てきて目にとまるようなところまでいけるのか。それとも一つなんです議員各位にもかなり分厚い例規集いただいています。それっていうのが本当のまあ、どれだけの部数があるんだろうか。たとえばウェブ上なりデータ上で見るだけでこと足りるのであればそういうふうな印刷物として、もしそこでお金が広がっておるのであれば100あるやつを50で済ませれないか。50を30で出来ないかというそのあたりの検討までをされてのこの金額なのかどうかをお聞きたいんですが。
	議長 総務課長	総務課長 栗田義郎君 小亀議員さんの再質問にお答えします。あの製本費についてはもうわずかな費用でございます。ですからうちで50冊ほど印刷をしておりますけども、この印刷いうのはたぶんきちとした数字は覚えてないですけども10万、20万ぐらいのベースだと考えております。ですから今回の300云々いうのはシステムそのもののということで本当でしたら我々でも替えれるん、今の分はだめですけどもこれからは自分でも替えてそれが可能ということでですね、方向をちょっと変えていきたいなあということですが、この分については当初契約の部分がございまして検索システムということでのご理解を是非いただきたいと思っております。
	議長 高木議員	他に質疑はありませんか。 高木堅君 これまあ、今日はちょっと委員会で聞こうとおもて本会議ではやめようかと思ったんやけど、まあちょっとこれ基本的に路線をあやまったらいけないので執行部また総務課長特にいうとかないかんです。これは3町合併当時からの消防ですね、団員の構成等大変これいろんな面で十分その実態を把握しての団の構成というのを私も強く申して来たし、また合併して少しの間状況を見てからということで今日現在まできとりますが、私が合併協また新町になってからも言ったかもわかりませんが、おおむねこのような状況でだらだらとしていけば、今の段階で3億、4億のやはり金が必要になってくると。総務課長も前もって私と話をしたときは法被等、靴等、衣類を一式揃えて試算したら課長なんぼになるんかと。4万円見当、おおむねあの時4千万円ぐらいの金やったと思うんです。それは課長、結果的にどうなるんやと。結局ですね、今バランスがとれていない、旧満濃、旧仲南、旧琴南やっぱり人口を十分考えてやっぱり人の人命の生命の尊さ、それを確保していく、守っていく、当然人命、財産等のその守っていくと

	高木議員	というのが消防の目的であります、そういった原点に振り返って当然、団の見直し、組織の見直しですね、当然合併協でもやると、この不均衡な団の組織ちゅうのは当然議会人である我々は当然考えないかん。予算が伴うてくることだから、これよっぽど課長考えてせないかんのやと。いうことは私は終始一貫して強く言うてきたつもりです。なお、この分の衣類にしてでも課長の今まで聞いている範囲内ではやはりいっぺんでは買えんと。これいかんというところを確認しもって買うと。今回のように一挙に1,400万云々当然出てこないはずで。それだけの分の。何百着のあれは出てこない。ただ一括して買う。これ全体がだらだらしていたらそのままの構成がこのまま保っていくと。最終的にはまんのう町の一般財源必要なところは必要なんで。いるんですよこれ。その辺を十分考えなんたら、原点考え、団の組織の構成というのを十分考えなんたらいかん。そして、なおかつ自衛と婦人消防等がございますが、それこそボランティアのかたちでやっておりますのでその辺も十分認識して、その分の団の服装とか見て当然公設の消防はですね、そういったそれなりの手当等をもらっておりますが、自衛等にはそういったものはございませんのでその辺は十分考えて、当然それ以上のことをやっぱりね、消防費、総務費としてですね、そういった特例債等の特例の補助金等があるんだつたらそういった方向へ使うべきで、第1に今後の団の構成等これから一歩進んでいくにはとにかく団の構成をこのままいったんでは、まんのうの財政にやはり、かなり食い込みがくるということをこの場でですね、本会議で十二分に執行部に向けて言っておきたい、かように思います。総務課長、私がいったんがまちごとつたんやったら、記憶違いやそんなんがあるんやったら言ってもろたら。なかったら結構です。答弁ええですよ、なかったら。 他に質疑はありませんか。 議長 大西豊議員 今1,400万の補正予算が出ましたが、これも今高木議員がいよったように合併前から色々議論されてきた問題であります。地域によっては世襲制によって団員になっておるところもあるように聞いております。是非あの必要なから法被を買うのだと思いますが、再度そういう実態をつかんでいただいて本当に団員の資格にあつて規則にあつて支給されているのかどうかを確認の上、予算の執行をしていただきたいと思います。一点だけご報告をいただきたいと思うんですが、今地区別の団員の数をお知らせ下さい。 議長 総務課長 総務課長 栗田義郎君 大西議員さんのご質問にお答えしたいと思います。あの条例上は403名だと思っております。今実際は389名の方が団員ということでお願いいたしております。旧町ごとということでございますけれども、これは今手元にきっちりした数字がございませんので、これにつきましてはまた委員会の時にご報告をさせていただきたいというふうに思っております。以上でございます。 議長 大西豊君
--	------	---

日程第 2 1	大西豊議員 議長 総務課長	団員の実態調査もこの期にさせていただきたいと思うんですが、その件についてご答弁させていただきたいと思います。 総務課長 栗田義郎君 今の大西議員さんの再質問でございますけれども、その実態調査というのがどういうものかというのがちょっと正式にはわかりませんけれども、例えば昼はおらないけど夜はおりますよとか、災害の例えば防災災害の水防には出れるけどというのも多々ございます。現実的にお昼おらない団員さんは多々おいでると思っております。ただ、例えば晩に火事があったと、そういう場合は出動できる団員さんもおいでます。ですからその辺も含めてわかる範囲は調査をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。
	議長 大西豊議員	大西豊君 折角の機会でありますので色々議論は出ておりますので是非実態について調査をし、また議会で報告をいただきまた改革をしていただきたいと思います。
	議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 0 号は総務常任委員会に付託いたします。
		日程第 2 1 議案第 1 1 号 平成 1 9 年度まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	ただいま上程されました、議案第 1 1 号 まんのう町国民健康保険特別会計補正予算(案)につきましてご説明申し上げます。 4 1 ページをお開きください。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 9 千 9 1 5 万円を追加し 2 3 億 5 千 4 0 万 3 千円と定めるものであります。 4 3 ページをお開きください。 歳入につきましては、第 4 款療養給付費交付金では、1 9 年度の医療費増加及び 2 0 年度の特設検診事業に伴う事前準備に要する交付金 1 千 6 7 3 万 5 千円の増額であります。 第 9 款繰入金では、他会計繰入金として保険基盤安定繰入金 3 2 0 万 9 千円、基金繰入金として高額貸付基金を取り崩し、歳入として財政安定化基金に積み立てることとしております。第 1 0 款繰越金は、歳出に伴う歳入不足分を繰越金で、それぞれ計上いたしております。

日程第 2 2	町長	歳出につきましては、第 2 款保険給付費では、今後の保険給付費を推計し 9 千 5 0 1 万円を、第 6 款保険事業費では、医療費適正化特別対策事業として 1 7 6 万 4 千円を、第 7 款で財政調整基金を積み立てることといたしております。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
	議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 1 号は教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第 2 2 議案第 1 2 号 平成 1 9 年度まんのう町診療所特別会計補正予算(案)を議題といたします。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	ただいま上程されました議案第 1 2 号、平成 1 9 年度まんのう町診療所特別会計補正予算(案)についてご説明申し上げます。 5 1 ページをお開きください。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,0 3 0 千円を追加し、歳入歳出それぞれ 1 0 4,5 3 0 千円と定めるものであります。 主な補正は、一般管理費の職員手当、共済費で 1,0 0 0 千円の増額、また、医療用機械器具費の使用料及び賃借料で 1,0 3 0 千円の増額であります。一般管理費の職員手当につきましては、給与改定に基づくもの、また医師、看護師の時間外手当の増に伴うものであります。共済費につきましても給与改定等によるものであります。 また、医療用機械器具費の使用料及び賃借料であります。陽圧式人工呼吸器を使用する患者 2 名による増額であります。 ご審議賜り、ご議決賜りますようよろしくお願いします。
	議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 谷森哲雄君
	谷森議員	予算とは直接的には結びつかないのですが、琴南の診療所の先生非常に精力的に医師の活動をしておられまして、住民の間から

日程第 2 3	谷森議員	非常に人気があると、非常に信頼されている。そういうことでありまして往診も精力的に行うし、診療所での診療活動も精力的にも行くとそういうのが実態でありましてかなり遅くまで診療しておるんですが、私、はたから見よって先生の健康状態とか休養とかそういうことを考えなければいけないんでないかなあと思ったりするんですが、先生若いから苦にせんとがんばっておられるのかと思うんですが、なんとなく本当に 6 時、7 時ぐらいにいてもかなり患者がおるとこれが実体かと思しますので、琴南支所長の方で出来れば先生の静養いうんですか休養とかを、前は代診医の先生が来たりしておったんですが、まあそういう先生が来た場合にはその時には患者がいかなかったら同じかなあと思ったりするんですが、そういう先生の医療活動についての健康管理についてどのようにお考えかちょっとお尋ねいたします。
	議長 琴南支所長	琴南支所長 宮地隆君 谷森議員さんのご質問等にお答えさせていただきたいと思います。私ども常々先生の健康管理につきましては、気をつけているところがございます。つきましては、毎週水曜日につきましては午前中で午後からは休みということになっております。土曜日の午後、日曜日当然休みということになっております。造田の診療所につきましては月、金曜日に診療をしようわけでございますけれども月、金曜日は大変患者が多いようございまして遅くまで勤務されております。昼間の時間帯につきましても先生も昼食を十分取らないといえますか、簡単に食事してから往診に出られるということもお聞きしておりますのでそういった面踏まえて先生の十分健康には気をつけて下さいというようなことは言っております。先生は先生なりにそういったものも踏まえて健康に留意されとんかなあというように認識しておりますので谷森議員さんからの色々なご指導なり、いただきましてまた十分そういった面も先生等々と協議し伝えていきたいなあというように思っております。
	議長	他に質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 2 号は教育民生常任委員会に付託いたします。
		日程第 2 3 議案第 1 3 号 平成 19 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（案）を議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	議案第 1 3 号 平成 1 9 年度まんのう町簡易水道特別会計補正予算（第 1 号）について、提案理由をご説明申しあげます。 6 3 ページをお開きください。

日程第 2 4	町長	平成 1 9 年度まんのう町簡易水道会計補正予算（第 1 号）は次に定めるところでございます。 第 1 条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1 7, 8 8 3 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 3 5 3, 1 7 9 千円と定めるものでございます。 6 5 ページをお開きください。 歳出予算の主なものとしまして、人件費として 5 2 0 千円、施設の維持管理に要する費用、4, 5 0 0 千円、琴南地区県営土地改良事業城山団地ほ場整備事業に伴う支障水道管移設工事費 7, 5 0 0 千円、未給水解消事業として取り組んでおります 前の川地区施設整備事業費 として 5, 3 0 0 千円、公債費として 6 3 千円をそれぞれ予定しております。 なお歳出予算に伴う歳入予算は、前年度繰越金 1 6, 1 8 3 千円及び支障水道管移転補償費の県支出金 1, 7 0 0 千円を充当するものです。よろしくご審議ご議決賜りますようお願い申し上げます。
	議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 （なし） 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 3 号は建設経済常任委員会に付託いたします。
	町長	日程第 2 4 議案第 1 4 号 平成 1 9 年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算（案）を議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 議案第 1 4 号、平成 19 年度まんのう町農業集落排水特別会計補正予算(第 1 号)について提案理由を申し上げます。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 900 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 34,240 千円とするものです。 補正予算の主なものは、施設の破砕機等修繕費の不足に伴う増額補正であります。 歳出では、処理施設の破砕機、脱臭塔及び有機汚濁モニターの修繕のため、施設管理費の修繕料で 900 千円を増額するものです。 歳入では、一般会計繰入金で 378 千円を増額、繰越金で 522 千円を増額するものです。 よろしくご審議いただきご議決賜りますようお願い致します。
	議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。

日程第 2 5	議長	これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。 (なし) 質疑なしと認めます。 これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 4 号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第 2 5 議案第 1 5 号 平成 1 9 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)を議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	ただいま上程されました、議案第 1 5 号、平成 1 9 年度まんのう町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算(案)について、提案理由を説明申し上げます。 8 3 ページをお開きください。 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,480 千円を追加し、歳入歳出の総額をそれぞれ 118,717 千円とするものであります。補正予算の主なものは、施設管理費の浄化槽清掃及び汚泥処理委託料の不足に伴う増額補正であります。歳出では、施設管理費の浄化槽清掃及び汚泥処理委託料で 3,200 千円等を増額するものです。歳入では、一般会計繰入金で 2,360 千円を、繰越金で 1,120 千円といたしております。よろしくご審議賜われますようお願い申し上げます。
	議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。 質疑はありませんか。
	藤田議員	藤田昌大君 浄化槽特会の部分で仲南地区の個別の施設管理費だろうと思いますが、具体的にどういった例えば普通の農村集落とかね、そういった分ならわかるんですよね、施設管理費だったらここにあってこの施設の中でやったらいいなあと、例えば今の 9 0 万ならこういう予算の執行やなあとわかるんですが、この浄化槽特会の場合に仲南地区は各戸にあるんだろうと思うんですよね、その分の何年度のどこまでの部分だろうかといろんな年度によって変わってくると思うんですよ、今点検しなければならない部分と点検なくていい部分、そしてまた、業者とのからみも出てくるんでその辺わかれればある程度大まかな報告だけお願いしたいと思います。 件数と業者何社ぐらいにたのむかというぐらいで結構ですから。浄化槽特会はですね、今後精査していかなければいけない部分

	藤田議員 議長 環境保全 課長 議長 藤田議員 議長 本屋敷議員	だと思しますのでその辺も含めてちょっと中身も知っておきたいと思って質問しました。よろしくお願いします。 環境保全課長 宮下一行君 ただ今藤田議員さんからのご質問でございますが、今回浄化槽の委託料で汚泥処理、清掃点検等で補正を320万ほどお願いし とる分でございますが、この特会の分は仲南地区の市町設置型の浄化槽でございます、その点検管理を市町にまかされてお ましてその中で今いわれました業者がこの委託料を業者の方に支払うわけでございますが、市町型の設置につきましては業者は7社 が点検をしております。あと汚泥処理の方が5社でございます。それぞれ仲南地区の区域ごとに分けて点検と汚泥清掃の地域区分 を業者の方へ委託をしておるところでございます。今回上げさせていただいているのは点検費用でございます。この浄化槽の点検 につきましては年3回点検をするということで、点検をまかされた業者さんは点検をいたしておるわけでございます。点検の状況 によりまして、点検業者さんからこの設備については汚泥処理をしなければならないとそういう点検報告がまいります。その状況 等を見まして町の方から汚泥収集の業者の方へこの設備についての汚泥収集をお願いしますというようなことで町から委託依頼を しとるところでございます。点検の方はこれ決まっております1回の点検が5,000円という定額で決めておりますので年間 3回でございますので1設備3回は回っていただくということになっております。あと汚泥収集処理につきましてはその家庭の状 態等がございますのでその処理汚泥料によりまして収集をしてもらっております。それが収集業者から出てくるわけですが、その 収集の件数が今回多くなってきて補正をお願いすることになったというような状況でございます。管理の方そういう分で点検と収 集とを業者委託しておるその補正でございますのでよろしくお願いいたします。 藤田昌大君 普通の施設管理費と比べて大変な業者に対する委託だろうと思いますし、その点検がですね、職員の中でも難しいなあという部 分があるだろうと思うんですね、それが不十分にならないように例えば簡水とかね、あれであれば施設管理でここの機械を直して もらおうと、これで直りましたねといえるんですけどこの分については各家庭の内容なんですね。ですからそこまで点検せ、いうた らたぶん職員では無理だろうと思いますんで業者を信頼した部分だと思いますので、くれぐれも言葉をどう表現したらいいかわから ないんですけど、あれがないように是非この分については十分にやっていって将来的に下水処理場の処理費用にも係ってくると思 いますのでそれらを含めた私は意見として知っておきたいなあという部分でありますので点検も洩れないようによろしく願 いするしかありませんので。はい。 本屋敷崇君 すいません、浄化槽特別会計なんですけれども今回当初予算では、2,800万ついでる中で320万、たぶん今後使ってきた浄
--	---	--

日程第 2 6	本屋敷議員	化槽の中で点検料というのは増えていくことが予想されると思うんです。先ほどの農業集落排水もそうですけれども、使用料は決まっている中でこういった施設管理は上がっていくと、特別会計というのは基本的に使用料の中で賄うというのが基本ではありますが、うちの特別会計全部ほとんど一般会計からの繰出がありますけれども、そういった中でですね、そういった施設、使用料、うちの場合は下水道、浄化槽、農業集落排水、市町設置型の浄化槽色々汲み取りもありますけれども、そういった中で使用料等々、特別会計とのからみで今後精査していかなければならない部分はあろうとは思いますが、今回 3 2 0 万という予算が出てきていますけれども、それを踏まえて上で町長としての見解を一ついただけないかなと思うんですけども。
	議長	町長 栗田隆義君
	町長	本屋敷議員さんの質問にお答えいたします。今後も十分精査をして対応して行きたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
	議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第 1 5 号は建設経済常任委員会に付託いたします。
	町長	日程第 2 6 議案第 1 6 号 平成 1 9 年度まんのう町水道事業会計補正予算(案)を議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君 ただ今上程されました議案第 1 6 号 平成 1 9 年度まんのう町水道事業会計補正予算(案)についてご説明申し上げます。 1 ページをお開きください。 第 1 条 平成 1 9 年度まんのう町水道事業会計補正予算は次に定めるところによりますのであります。 第 2 条 収益的支出予定額は予算組換えを含め、9 4 0 千円補正するものでございます。 第 3 条 資本的収入及び支出の額を次のとおり補正するものであります。 まず資本的収入といたしまして、7 月補正を行いました渇水対策県補助金が、事業確定の結果により、4, 3 0 7 千円減額することといたしました。資本的支出といたしまして、渇水対策事業の減額補正を含め、3 4, 2 0 0 千円を減額いたしております。 よろしくご審議ご議決賜りますようお願いいたします。
	議長	これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 これより質疑にはいります。

日程第 2 7	議長	質疑はありませんか。
	藤田議員	藤田昌大君 渇水対策非常に問題になっておりますので、この分ですね、1,800万何がしかの予算の中で雨が降って台風がきたきん、たぶんいらんようになったと思うんです。この時は。4,307,000円の減額になったと思うんですが、その部分についてですね、設置の時にどういう方向でやるんやということが議論になったと思うんですよね、半永久的に使えるように設置するか、その場だけでやるかということが色々課の中では議論されたようでありまして、その部分がはたして生かされるか今回の渇水にいかされるのかいかされないのか、そしてまた今後どうなっていくのかがわかればお答えねがいたいと思います。以上です。
	議長	水道課長 和泉仁志君
	水道課長	藤田議員さんのご質問にお答えしたいと思います。ご質問の内容につきましてはこの補正の内容よりも特に渇水対策のことと、ということでのお答えをさせていただいたというふうに思います。渇水対策は何度もご報告させていただきましたように、あくまでも臨時的な措置ということでの計画をいたしておりました。県の補助金につきましてもそういった臨時的な渇水対策につきまして補助金を出そうとこういうなことでございましたのでありますけれども、最終的に計画に終わりました。ということでその計画するにあたって井戸を2箇所掘ります。それから配管については仮設配管を含め2路線を行いました。このようなことを計画して設計書についての成果が残ってございます。当然ながら井戸を掘る位置とか、それから構造的なものも設計書としては残ってございます。その設計書を作りました設計費約200万ほどですけれども、これについてですね、資本金収入の693,000円が県の補助金としていただくこととなりました。当初500万を予定しておりましたので差引そういった県の収入金の減額ということでの報告になってございます。よろしくをお願いします。
	議長	他に質疑はありませんか。 (なし) これをもって質疑を終了いたします。 ただ今議題となっております、議案第16号は建設経済常任委員会に付託いたします。 日程第27 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についての件を議題と致します。 提出者から提案理由の説明を求めます。町長 栗田隆義君
	町長	諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてご説明を申し上げます。人権擁護委員は町から推薦して法務大臣より委嘱され任期は3年であります。今回同意をお願いいたしております、人権擁護委員につきましては平成20年3月31日に任期満了とな

	町長 議長	るため推薦いたしたいので議会の同意を求めるものでございます。 下記の者を人権擁護委員として推薦したいので人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるものでございます。 まず1人目ですが、 住 所 まんのう町七箇1550番地1 氏 名 林 綾 子 生年月日 昭和22年7月20日生 もう1名の方は、 住 所 まんのう町長尾1172番地2 氏 名 堀 瀬 照 子 生年月日 昭和27年8月31日生 どうかご同意のほどよろしくお願い申し上げます。 これをもって提案理由及びその内容の説明を終わります。 お諮りします。諮問第1号は、会議規則第39条第3項の規定により、委員会付託を省略いたしたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって諮問第1号は委員会付託を省略することに決定いたしました。 本案は人事案件でございますので、質疑、討論を省略して採決いたしたいと思います。 お諮りいたします。 ただ今議題になっております、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてはこれに同意することにご異議ありませんか。 (なし) 異議なしと認めます。 よって、諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦についてはこれに同意することに決しました。 以上で本日の日程は、全部終了しました。なお、次回会議の再開は12月14日午前9時30分といたします。本議場にご参集
--	---------------------	--

	議長	願います。本日はこれで散会いたします。
	散 会	散 会 1 4 時 1 2 分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成19年12月13日

まんのう町議会議長

まんのう町議会議員

まんのう町議会議員

--	--	--